

相続申告必要資料

松岡会計事務所 税理士 松岡敏行
 581-0018 大阪府八尾市青山町2-4-18
 072-994-7605 Fax 072-994-2145
 mail : toshiyuki@matsuoka-kaikei.com

分からないことはお気軽にお聞きください!!

全相続共通(相続人の判定に使用)

- お亡くなりになった方
 - 除籍謄本 2通 市役所【 】A
 - 住民票除票 1通 " "
- 相続人全員
 - 印鑑証明書 各2通 各人の市役所【 】
 - 戸籍謄本 各2通 " "
 - 住民票 各1通 " "

※ 相続財産中に不動産があり、まだ不動産登記がお済みでない場合は不動産登記のことも考え、別途以下の書類を追加で取得しておくで後々楽です。

- お亡くなりになった方
 - 入籍～死亡時までの謄本 1式 市役所【 】A
 - 除籍の附表 1通 " "
- 相続人全員
 - 相続時の謄本 1式 各人の市役所【 】

※ 遺言がある又は出てきた場合は家庭裁判所で検認を受けなければなりません、開封厳禁!!

申告書関係

- お亡くなりになった方 過去3年分所得税の確定申告書 1式
- 相続人全員 過去3年分の贈与税の確定申告書 1式
- お亡くなりになった方 10年以内に相続税を払ったことがある場合はその相続税の申告書

財産評価(相続財産の種類によって取得していただく書類が異なります)

- 現預金
 - 預金通帳3年分 各1冊 残高が100万円以上の口座のみ
 - 預金の残高証明書 各1通 預け先の銀行が発行

※預金は全て税務署に調査されます、名義だけの預金等がないか確認してください。
- 土地・建物等
 - 固定資産税の納税通知書 全て 不動産所在地の市役所から送付
 - 賃貸借契約書 全て ※ある場合のみ

※地図のコピーがあれば大変ありがたいです。
- 保険金
 - 死亡保険金の支払通知書 全て 各保険会社から通知
 - 解約返戻金計算書 各1通 ※ある場合のみ

※お亡くなりになられた方が契約者の保険契約があれば解約返戻金計算書が必要です。

債務控除・葬式費用等(相続税を下げてくれます、漏れなきようにお願いします!)

- 葬式費用
 - 支払明細書等 全て 心付け等も控除可能です

※相続人が葬式費用を負担した場合のみ控除できます。
- 借入金
 - 残高証明書 全て 取引先の銀行が発行
 - 金銭消費貸借契約書 全て ※ある場合のみ
- 未払金
 - 税金関係の通知書 全て 市役所・税務署から通知
 - 解約返戻金計算書 各1通 ※ある場合のみ

相続申告必要資料(2)

財産評価(ある場合のみです)

- | | | |
|----------|--------------------------------------|----|
| ● 自社株式 | <input type="checkbox"/> 過去3年分の決算報告書 | 一式 |
| ● 死亡退職金 | <input type="checkbox"/> 支払調書 | 全て |
| ● 貸付金 | <input type="checkbox"/> 金銭消費貸借証書 | 全て |
| ● 自家用車 | <input type="checkbox"/> 車検証のコピー | 全て |
| ● 上場株式等 | <input type="checkbox"/> 株式等の取引明細書 | 全て |
| ● ゴルフ会員権 | <input type="checkbox"/> ゴルフ会員権の明細書 | 全て |